平成２７年（フ）第３３号
静岡県富士市今泉2710番地の１
債務者　井出久美子
１　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５７号
愛知県一宮市多加木５丁目８番１号　グリーンハイツＫＯＴＯ105号
債務者　若生　昌稔
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６６号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字三本木12番地10
債務者　山下　秀美
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６７号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字三本木12番地10
債務者　山下ひさ子
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１４９号
福岡市東区原田１丁目９番20―502号
債務者　堀江　真理
１　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８７号
福岡県朝倉市頓田674番地１　サンライズ21Ｂ201号、前住所福岡県朝倉市一木47番地１レオパレス一木202号
債務者　吉田ゆかり（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９０号
福岡市早良区有田１丁目26番８号、前住所福岡市西区壱岐団地81番104号
債務者　吉田　　陽
１　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０４号
福岡市城南区長尾３丁目11番308号
債務者　山本　秀敏
１　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０５号
福岡県福津市若木台２丁目９番地の６
債務者　山内奈津子
１　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１２号
福岡県大野城市乙金１丁目５番８号　みのはらハイツ103号
債務者　八尋　孝史
１　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１３号
福岡県大野城市乙金１丁目５番８号　みのはらハイツ103号
債務者　八尋　ゆか
１　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１７号
福岡市南区市崎１丁目１番22―303号
債務者　大槻真奈美
１　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２３号
福岡市東区名島５丁目40番４号
債務者　江崎百合子
１　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３３号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―607号　デイズマンション、前住所福岡県大野城市御笠川４丁目３番11号　シティーベール103
債務者　小島　吉三
１　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３８号
福岡市早良区西入部２丁目７番33号、前住所福岡市早良区早良７丁目18番13号
債務者　馬場　春好
１　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３９号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目18番１号　ブルースカイ小林Ⅱ102号
債務者　高林　清子
１　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４２号
福岡市西区石丸１丁目29番４―301号
債務者　仲西　真弓
１　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４４号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目30番地　ブロード博多南203号
債務者　中村　英樹
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部